明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四〇）　三
○気象業務法施行令の一部を改正する政令（二四一）　四
○道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四二）　八
○道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二四三）　一〇
○学校教育法施行令の一部を改正する政令（二四四）　一〇
○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（二四五）　一〇
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二四六）　一五

〔府　令〕
○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五三）　一〇
○企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同五四）　一五

〔省　令〕
○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令（財務五一）　一六
○気象業務法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七二）　一六

〔告　示〕
○金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示及び金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示の一部を改正する件（金融庁四九）　一七
○金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項等の規定に基づき金融庁長官が指定する有価証券を定める件（同五〇）　一七
○気象庁予報警報規程の一部改正（気象庁五）　一八
○予報警報標識規則の一部改正（同六）　一八
○特別警報の基準を定める件（同七）　一八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一九
特殊法人等
独立行政法人環境再生保全機構平成二十四事業年度財務諸表、独立行政法人産業技術総合研究所計量法施行規則第百二十一条に基づく特定計量証明事業管理者講習、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、型式部材等製造者の認証関係　一九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二四
会社その他
会社決算公告　二四

本号で公布された法令のあらまし

◇気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四〇号）（国土交通省）

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成二五年法律第二三号）の施行期日は、平成二五年八月三〇日とすることとした。

◇気象業務法施行令の一部を改正する政令（政令第二四一号）（国土交通省）

1　特別警報の種類等

気象業務法（以下「法」という。）第一三条の二第一項の規定による特別警報の種類を、気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、津波特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報としたとともに内容を定め、これら特別警報は国土交通省令で定める予報区を対象に行うこととした。（第五条関係）

2　警報事項の通知

法第一五条第一項の規定による警報事項の通知について、法第一三条第一項の規定による警報のうち地震動警報以外の警報及び法第一四条の二第一項から第三項までの規定による水防活動用警報の通知先に消防庁を追加することとした。（第八条関係）

3　特別警報に係る警報事項の通知

法第一五条の二第一項の規定による特別警報に係る警報事項の通知について、その通知先を、特別警報の種類ごとに、法第一三条第一項の規定による警報の通知先と同じものとすることとした。（第九条関係）

4　気象庁以外の者の行うことができる警報

法第二三条ただし書の規定による気象庁以外の者が警報をすることができる場合を、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町村の長が津波警報をする場合とすることとした。（第一〇条関係）

5　この政令は、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年八月三〇日）から施行することとした。